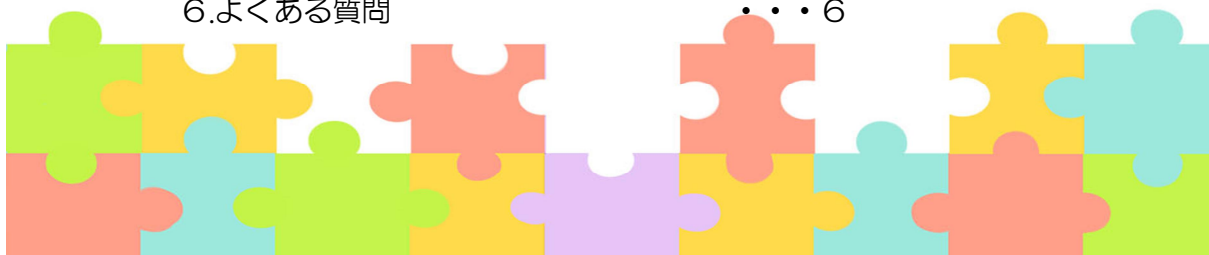


栃木市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック



目次

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ	・・・2
2. 宣誓のできる方	・・・2
3. 宣誓から証明書交付までの流れ	・・・3
4. 宣誓に必要なもの	・・・4
5. 届出事項に変更があった場合	・・・5
6. よくある質問	・・・6



人権尊重の社会をめざして
～こころ和み、みんな笑顔のあったか”とちぎ”～

- ・ 市民一人ひとりがお互いを認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる栃木市
- ・ 人と人が支え合い、心豊かに暮らすことができる栃木市
- ・ 多様性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができる栃木市

栃木市人権施策推進プラン（第3期計画）より

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

栃木市は、栃木市人権施策推進プランの基本理念に基づき、市民一人ひとりがお互いを認め合い、それぞれの夢をかなえることができる笑顔あふれる栃木市として、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

その取り組みの一つとして、パートナーシップ宣誓制度を始めます。性的マイノリティの方の自分たちの存在を公に認めてほしいとする気持ちを受けとめる取組として、2人が人生のパートナーであることを栃木市長に対し宣誓し、証明書を交付する制度です。

栃木市の行政規則である要綱により定める制度であり、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を伴うものではありません。しかし、2人が互いに人生のパートナーとして、安心して栃木市で共同生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。

この制度の導入により、マイノリティに関する社会理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝き、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。

2. 宣誓のできる方

次の全てに該当する2人の方が宣誓を行うことができます。

- ・ 宣誓日において成年に達していること
- ・ 栃木市民であること、又は転入予定であること
- ・ 配偶者がいないこと
- ・ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・ 宣誓者同士の間で、近親者でないこと
- ・ 同一世帯であること、又はその予定であること

※近親者とは

民法734条～736条に規定する婚姻することができないとされる続柄のこと

直系血族及び姻族（例：祖父母、父母、子、孫、子の配偶者、配偶者の父母）

三親等内の傍系血族（例：兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪）

養子縁組を含む、親族関係終了後も同様（ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組において、離縁後は宣誓可能とする。）



※ 個別の事情について相談したい方は、人権・男女共同参画課へご連絡ください。



3. 宣誓から証明書交付までの流れ



① 事前予約

- 宣誓したい日の3日前（閉庁日を除く）までに、電話又はメール、窓口にてお申込みください。

【申込先】栃木市 生活環境部

人権・男女共同参画課 人権推進係 市役所本庁2階

TEL0282 (21) 2161 メール jinken@city.tochigi.lg.jp

- 宣誓書の内容は、ホームページでご覧いただけます。

※ 郵送等での宣誓書は、受け付けません。

② 宣誓

- 予約した日に、必ず2人そろってお越しください。
月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
- プライバシー保護のため、個室で対応します。
- 必要書類をご持参ください。（必要書類はP2～3参照）
- 市職員の立会いのもと、2人で「栃木市パートナー宣誓書（様式第1号）」に署名してください。
- 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

③ 証明書の交付（無料）

- 証明書は1通のみの発行になります。紛失、き損等の事情がある場合を除き、再発行はできませんので、大切に保管してください。
- 即日交付しますが、内容確認等に時間を要することがあります。
- 再交付を希望されるときは、「栃木市パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」（様式第5号）を提出してください。
- 転入予定者の方は、14日以内に転入が確認できないときは、証明書は宣誓日にさかのぼり無効とします。

④ 届出事項に変更が生じたとき

- 必要書類をご持参ください。（必要書類は、「4. 宣誓に必要なもの」参照）

4.宣誓に必要なもの

宣誓には、下記のものが必要となります。

(1) 栃木市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・ 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課の窓口準備しています。
 - ・ 栃木市のホームページからもダウンロードできます。
- ※ 宣誓書への記入は、宣誓される日に窓口で記入

(2) 住所確認資料

- ・ 住民票の写し（世帯主との続柄記載、個人番号や本籍を省略したもので、3か月以内に発行されたもの）
- ・ 転入予定の場合は、本市への転入予定日が記載された転出証明書の写しのほか、予定住所が確認できる「売買契約書」や「賃貸契約書の写し」等

(3) 婚姻が可能であることを証明するもの

- ・ 戸籍謄本（3か月以内に発行されたもので、本籍地の市町村で取得）
- ・ 外国籍の方は、本国官憲（在日本大使館等）が発給した婚姻要件具備証明書（または独身証明書）等の配偶者がいないことを確認できる書面（1か月以内に発行されたもので、翻訳者の氏名が記載された日本語の翻訳を添付）

(4) 本人確認資料

- ・ 官公署が発行した本人の顔写真が添付されたもの1点
例）マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、旅券、在留カード等
- ・ 上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、雇用保険受給者証等の本人確認ができる書類を2点以上お持ちください。

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。



5.届出事項に変更があった場合

(1) 届出

① 栃木市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第2号）

- ・住所、氏名等届出の事項に変更があったとき
- ・一方が死亡したとき

② 栃木市パートナーシップ解消届（様式第3号）

- ・パートナーシップを解消するとき

※ 本人確認資料と変更を証する書類をお持ちください。



無効となった証明書は返還してください。

(2) 証明書の返還

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・一方が死亡したとき
- ・同居しなくなったとき
- ・市外へ転出したとき

※ 一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に住所を異動する場合を除きます。（転居も同様とする。）

- ・氏名の変更等により新たな証明書を発行したとき
- ・宣誓要件に該当しないことが判明したとき
- ・虚偽の宣誓と判明したとき

※ 無効となった証明書が正当な理由なしに、返還されないときは、証明書の番号を市のホームページ等で公表することがあります。



6.よくある質問

Q1. なぜ栃木市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか

A. 近年の民間調査などで、性的マイノリティの方が人口の8%程度存在しており、その多くが深刻な困難を感じている実態が明らかになってきました。具体的には、誰にも相談できず自死に追い込まれた、居場所がなく孤立してしまった、同性のパートナーが入院した際に付添いができなかったことなどが、関係団体により報告されています。

困難の背景には、性的マイノリティに対する理解が進んでいないことが考えられます。栃木市では、性の多様性を尊重する施策として、パートナー宣誓制度を導入することにより、日常生活において深刻な困難を抱えているマイノリティの方の生きづらさを少しでもなくしていきたいと考えています。

出典：LGBTに関する職場の意識調査（日本労働組合総連合会）2016年調査

Q2. 同居していないと宣誓できませんか

A. 同居することが要件となっております。ただし、宣誓する日から14日以内に同一世帯として転入し予定である方は、宣誓の際に転出証明書を提示いただき、転入予定先、転入予定日等を記載していただき手続きすることができます。

なお、宣誓日から14日以内に転入が確認されないときは、宣誓は無効とします。

Q3. 「成年に達したもの」とは何歳以上ですか

A. 満20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

Q4. 「婚姻をすることができない関係」はどんな場合ですか

A. 民法で規定されている婚姻できない関係を指します。

- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間
- ・直系姻族の間
- ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間

ただし、パートナーシップに基づく養子と養親の関係であって、離縁により当該関係が終了している場合は、宣誓することができます。

Q5. どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

A. 民法で規定されている婚姻できない関係にある方は認めていません（Q4）。ただし、性的マイノリティを理由として縁組した養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

Q6.通称を使用することはできますか

A. 使用することができます。通称を使用する場合には、交付する宣誓証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載します。
通称を使用していることを証明できる書類等のご提示をお願いします。

Q7.証明書はすぐに交付されますか

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合には即日交付します。ただし、内容の確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

Q8.証明書はどこで利用できますか

A. 市の制度では市営住宅の申込等に家族の証明としてご利用いただけます。
今後は、民間事業者や市民の皆様に対しても、パートナーシップ宣誓制度の趣旨の理解促進に向け啓発していきます。

Q9.他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか

A. 代理人による宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人そろって窓口にお越しください。

Q10.栃木市外に転出するときはどうしたらよいですか

A. 転出するときは、変更届を提出し、証明書を返還してください。ただし、一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

Q11.関係を解消した場合は、どうしたらよいですか

A. パートナーシップを解消した場合は、栃木市パートナーシップ解消届（様式3号）を提出し、証明書を返還してください。

Q12. 宣誓書は何年間保存されますか

A. 栃木市文書取扱規程により、長期保存とし、30年間です。

Q13.パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

A. 婚姻は、民法上の規定に基づく法律上の親族になり、相続等の財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等の様々な権利・義務が発生します。
一方、栃木市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q14. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

A. 公正証書により遺言を作成する方法や任意後見契約を結ぶ方法があります。

※公正証書とは

判事や検事などを長く務めた人たちのうち、法務大臣から任命された人（公証人）が法律に従って作成する文書。公正証書は「公文書」であり、証明力の高い文書です。公正証書は「公証役場」で作ることができ、最寄りの公証役場としては小山公証役場があります。

小山公証役場 小山市城東1-6-36 小山商工会議所会館3F
電話：0285（24）4599

Q15. 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

A. 栃木市では、すべての市民の人権が尊重される社会の実現をめざしています。様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々にとっても自分らしく生きる人権を尊重するものです。誰もがそれぞれの夢を実現できる社会づくりにつながることを期待し、導入することとしました。

Q16. なりすましや偽装等の悪用をされませんか

A. 宣誓する際には、独身であることを証明する書類、本人確認を行う身分証明書の提示により、なりすまし等の悪用を防止します。また、宣誓書には2人それぞれに自署していただくことにしています。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該宣誓を無効とし、証明書の返還を求めるとともに、正当な理由なしに返還されないときは、無効にした証明書の番号を市ホームページ等で公表します。



栃木市生活環境部人権・男女共同参画課
〒328-8686 栃木市万町9番25号
TEL 0282-21-2161
FAX 0282-21-2692
メール jinken@city.tochigi.lg.jp

